

湯河原町宿泊税検討委員会 報告書

令和 7 年 4 月
湯河原町宿泊税検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	湯河原町の現状と検討の経緯	2
	(1) 観光客数及び観光費の推移	2
	(2) 湯河原の推計人口と税収等	2
	(3) 観光振興の重要性	4
	(4) 財源の検討について	5
	(5) 宿泊税検討経緯のまとめ	10
3	先行導入自治体の状況	11
	(1) 先行導入自治体の導入目的	11
	(2) 先行導入自治体の課税状況等	12
4	湯河原町における宿泊税活用の方向性	13
	(1) 日本の観光の動向	13
	(2) 町の方向性について	14
	(3) 町の観光業の課題と整理	15
	(4) 宿泊税の使途の方針について	17
	(5) 湯河原町観光立町推進計画基本方針に基づく各施策	18
	(6) 宿泊税徴税経費	19
	(7) 宿泊税の活用	20
	(8) 宿泊税の使途に向けた協議	20
	(9) 宿泊税の使途公表等	20
5	宿泊税の課税要件等について	21
	(1) 課税要件等	21
	(2) 課税要件の検討	22
	(3) 交付金等について	29
	(4) 宿泊税制度設計について（まとめ）	30
6	おわりに	32
参考 1	湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱	33
参考 2	湯河原町宿泊税検討委員会 委員名簿	34
参考 3	検討経過	35

1 はじめに

湯河原町は、四季を通じて温暖な気候に恵まれ、温泉、文化、史跡、産業、景観など、歴史文化の香り漂う貴重な地域資源や、海、山、川など豊かな自然環境といったかけがえのない資源を豊富に有している。

湯河原町の基幹産業は、これらの恵まれた地域資源を生かした観光産業であるが、町の宿泊客数は、平成2年（1990年）の約133万人をピークに減少傾向にあり、コロナ禍によりこの傾向にさらに拍車がかかり、令和3年（2021年）には約40万人まで落ち込んでいる。コロナ禍が収束した現在、宿泊客数は回復傾向にあるものの、最盛期には程遠い状況である。

一方で、湯河原町は人口戦略会議が令和6年4月24日に発表した『令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート』において消滅可能性自治体に名指しされるなど少子高齢化が進んでおり、高齢化率は県内で2番目に高い状況であることから、地域の活性化や持続可能なまちづくりに向けた取組の充実が求められている。

このような状況の中、総合計画に定める町の将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち湯河原」を実現し、町、町民、事業者、関係団体等が一体となって「観光立町・湯河原」を実現していくためには、町の基幹産業である観光産業を盛り上げ、宿泊観光の拡充を目指し、観光施策の充実を図っていくことが重要である。

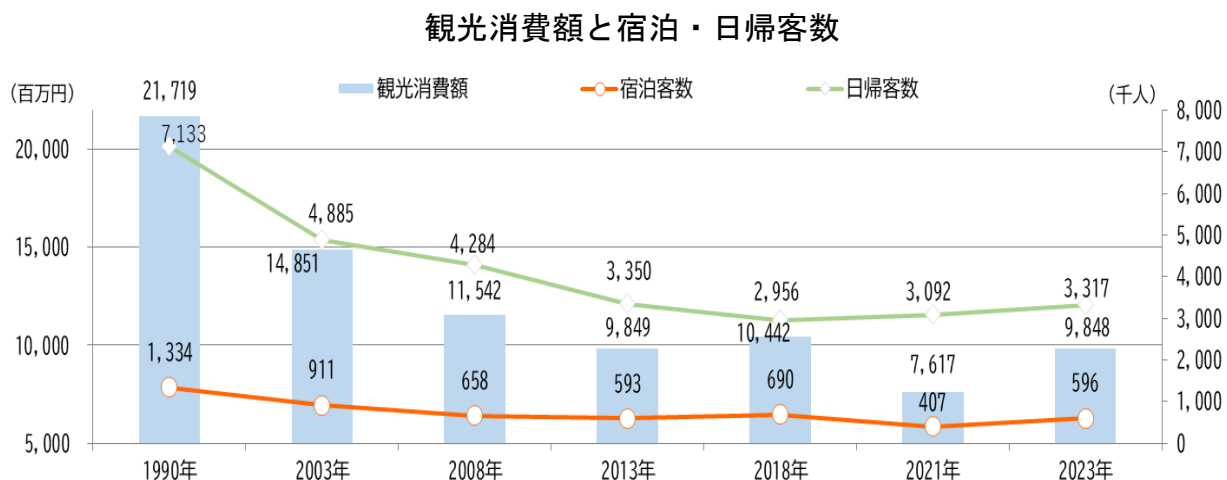
これらの施策を実施するための財源の確保は、最重要課題の一つであり、観光施策を継続的に実施していくための新たな自主財源として、「宿泊税」について着目し、幅広い視点による客観的な検討を行う目的から、有識者や観光、宿泊及び商業関係団体代表者等による「湯河原町宿泊税検討委員会」を設置することになった。

本検討委員会では、宿泊税の先行導入自治体の状況を把握し、宿泊事業者及び宿泊客へのアンケート調査等を参考にしながら、新たな地方税としての宿泊税導入の妥当性や具体的な課税要件・用途等について検討を行った。

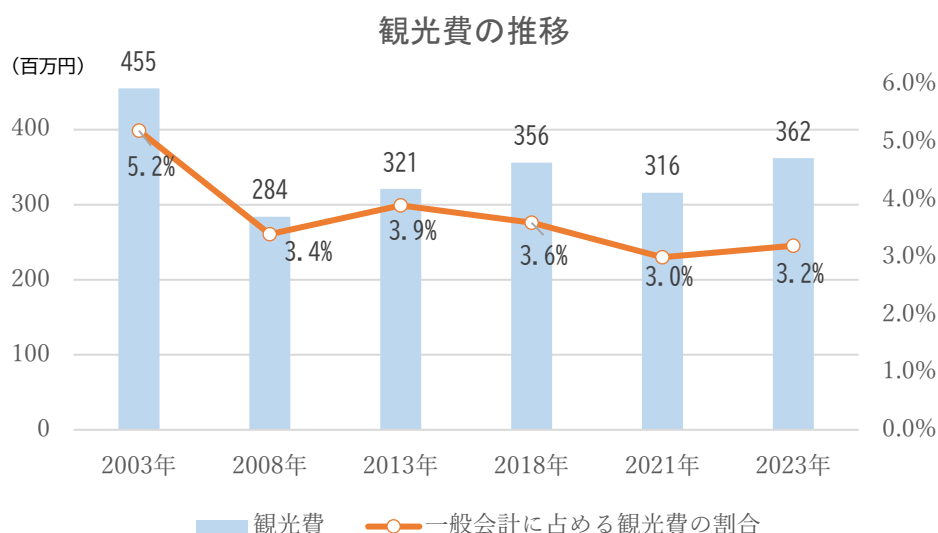
2 湯河原町の現状と検討の経緯

(1) 観光客数及び観光費の推移

湯河原町の観光入込客数（宿泊客＋日帰客）は、平成2年（1990年）の8,467千人をピークに減少傾向にあり、コロナ禍を機にさらに減少。令和2年（2021年）には3,499千人にまで落ち込む。コロナ禍後、回復傾向にあるが、最盛期には程遠い状況である。また、観光入込客数の減少に伴い、観光消費額も最盛期21,719百万円から2023年には9,848百万円へと減少している。



一般会計に占める観光費の割合は、若干の減少傾向で推移しており、令和5年度では約3.6億円の支出となっている。

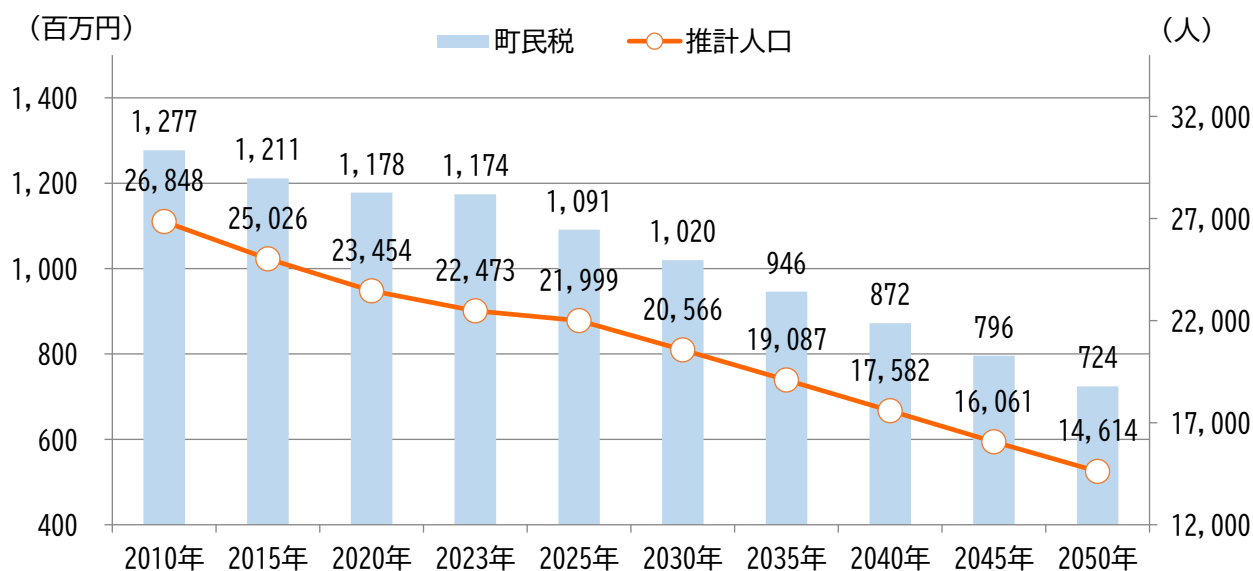


(2) 湯河原町の推計人口と税収等

人口戦略会議において本町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念されている。

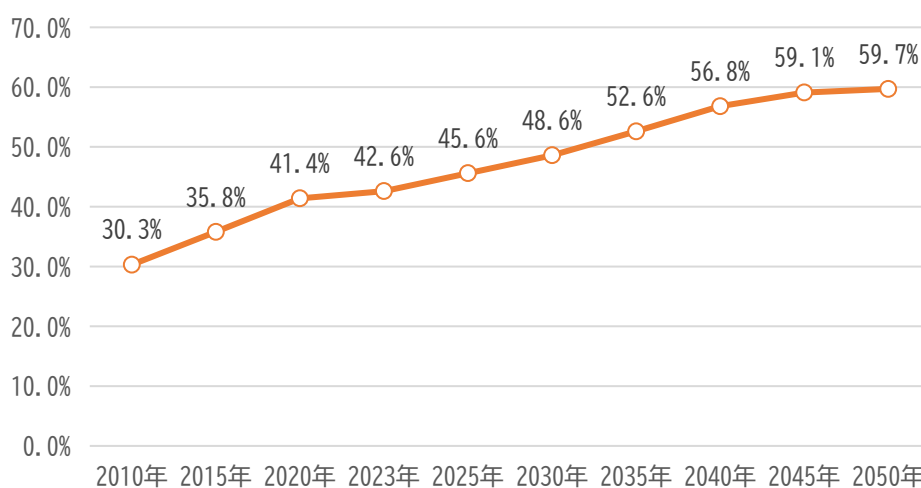
- ◆ 町の人口は 2023 年から 2050 年にかけて約 35% (7,859 人) 減少、税収は約 38% (約 4 億 5 千万円) 減少する見込み。
- ◆ 測定単位に人口が用いられる普通交付税については、2023 年度 約 19 億 3 千万円 → 2050 年度 約 12 億 6 千万円と大幅な減少が予測されることから、新たな財源の確保が重要となる。

湯河原町の推計人口と税収



出典：国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』
湯河原町における各年の個人町民税現年決算額

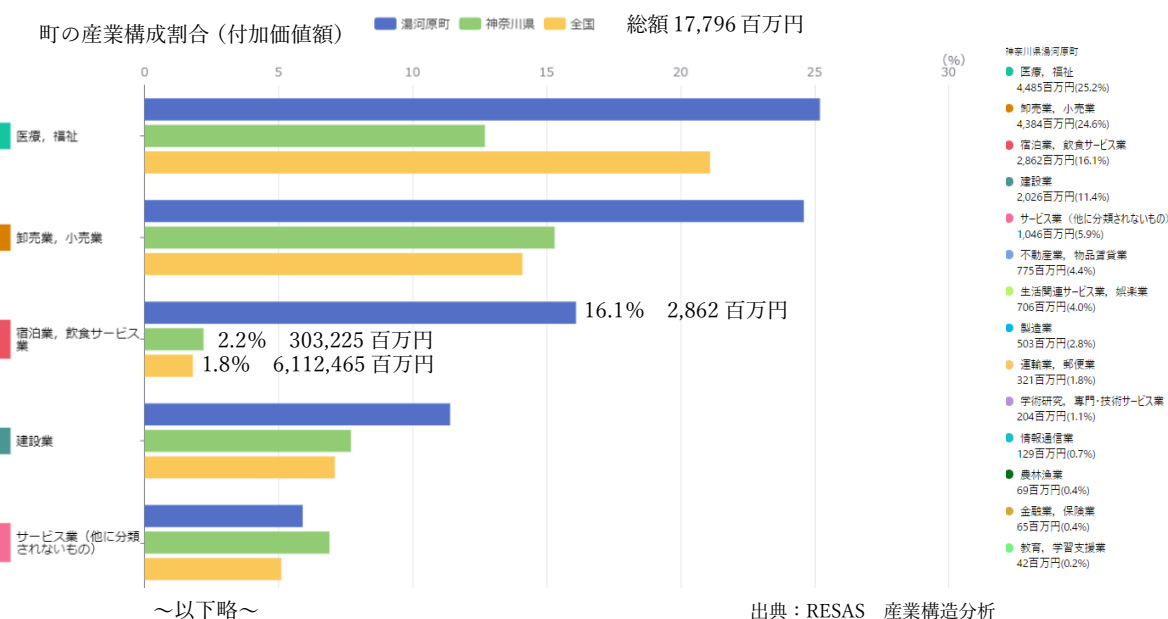
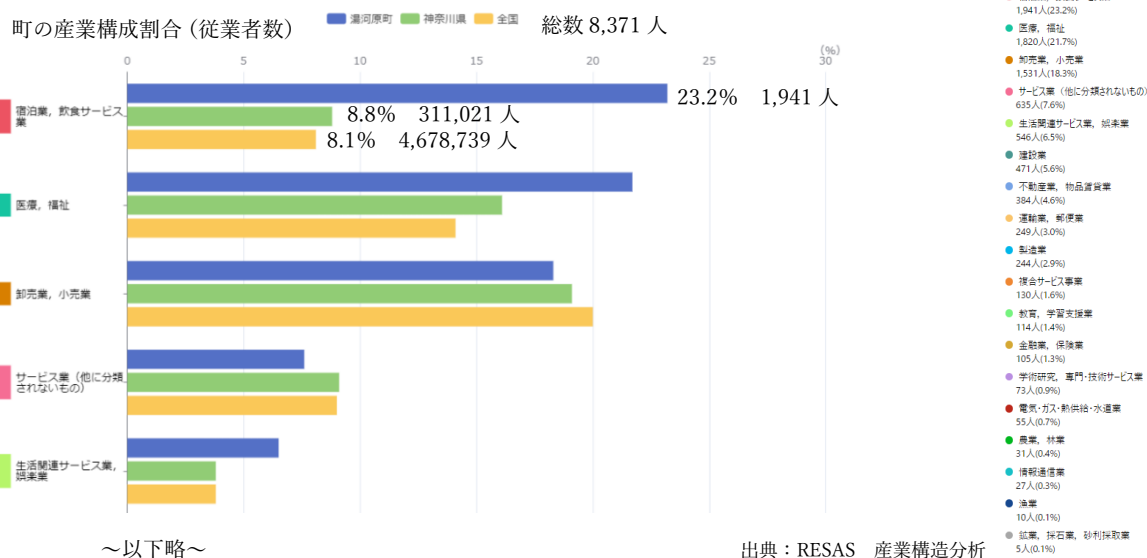
高齢化率



町の高齢化率は 2023 年時点の 42.6%から 2050 年には 59.7%と上昇する見込み。人口減少とともに高齢化率も上昇することから、町民の所得減少による税収減だけでなく、医療・介護サービスの需要増や地域の公的サービスのニーズ変化、労働人口減少への対策といった新たな財政需要が発生し、相対的に(1)に示した観光費の減少が考えられる。

(3) 観光振興の重要性

観光産業は宿泊業者だけでなく、卸売り、飲食や付随するサービス業など裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中において、「観光振興」の重要性は高まっている。



- ◆ 町の産業構成割合（従業者数）では、町内の従業者数に対し宿泊業・飲食サービス業が一番多く、全国に比べ割合でも突出していることがわかる。
- ◆ 地域における経済活動への貢献度の指標となる町の産業構成割合（付加価値額）では3番目に高く、従業員数と同じく全国に比べ割合が突出している。また、卸売業・小売業も全国に比べ割合が高いことから、宿泊業の地域経済への裾野の広さが伺える。

また、湯河原町の総合計画や観光立町推進計画など、町の計画にも観光振興・観光施策は位置付けられており、「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現を目指し、観光振興に取り組んでいる。

湯河原町総合計画「ゆがわら 2021 プラン」

【基本方針】※一部抜粋

観光を通じ、地域づくり、町経済の発展、町民生活の向上に寄与することを目的として制定した「湯河原町観光立町推進条例」に基づき、多様化する観光ニーズに対応するため、宿泊施設・観光施設などの個性を際立たせ、特色ある観光地をめざすことにより、観光関係事業者・業界団体の経営力を高めて、観光客数、宿泊客数の増加に努めます。また、観光立国を推進する国や県の施策を積極的に活用するとともに、近隣市町との広域ネットワーク化を進め、観光産業の活性化を図ります。

第2期湯河原町観光立町推進計画

【基本方針】

- 1 観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる
- 2 観光客の来訪を促す環境をつくる
- 3 全町的な広がりで観光まちづくりを進める
- 4 観光立町を実現する仕組みを整える

(4) 財源の検討について

少子高齢化に伴う人口減少により税収等の歳入は減少していくことが見込まれ、町の予算規模は縮小していくことが懸念される中、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興の重要性が高まっていることから、観光施策を継続的に実施していくための安定的な財源の確保が必要となる。

① 自主財源の比較

地方自治体の自主財源として、税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄付金等が考えられるが、規模、安定性、継続性の観点から、新たな財源としては、地方税が適当な手段である。

【自主財源の比較】

種類	内容	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	・ 法定外税 条例で定めて新設する税 ・ 超過課税 標準税率を超える税率で定めて課税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能	対象者の設定などにより規模の確保が可能
分担金 負担金	特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの	特定の事業に係るため、安定的であるが、 継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要があるが、 受益者の特定が困難	受益者を個別に特定する必要があるが、 規模は限定的
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	施設等利用者からの徴収となるため、 規模は限定的
手数料	特定の者の提供する役務に対し、その対価として徴収するもの	安定的・継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	役務提供先からの徴収となるため、 規模は限定的
寄付金	無償で金銭その他の財産を供与するもの	善意や協力に基づくため、 安定的・継続的な確保が難しい	善意や協力によるため、 受益者が必ずしも負担する必要はない	善意や協力によるため、 規模の確保が想定できない

② 自主財源となる地方税の比較

新たな財源としての租税を検討するに当たり、観光振興といった特定の目的を実現するための財源となることから、地方税の中でも自治体が独自に設けることができ、受益に応じた負担を求める関係が明確である「法定外目的税」の創設、又は既存の法定目的税として「入湯税の超過課税」を検討。

【自主財源となる地方税の比較】

種 類		安定性・継続性・受益者負担など
法定外税	法定外普通税	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 目的税に比べ、受益と負担の関連性が低い ・ 収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財政需要を満たすことが難しい
	法定外目的税	・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 受益と負担の関連性が明確である ・ 必要な財政需要の規模に応じて、財源確保のための制度設計が可能となる
超過課税		・ 安定的、継続的な確保が可能 ・ 当町では入湯税が候補となる

③ 法定外目的税の意義

地方公共団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、新たに法定外目的税が創設された。

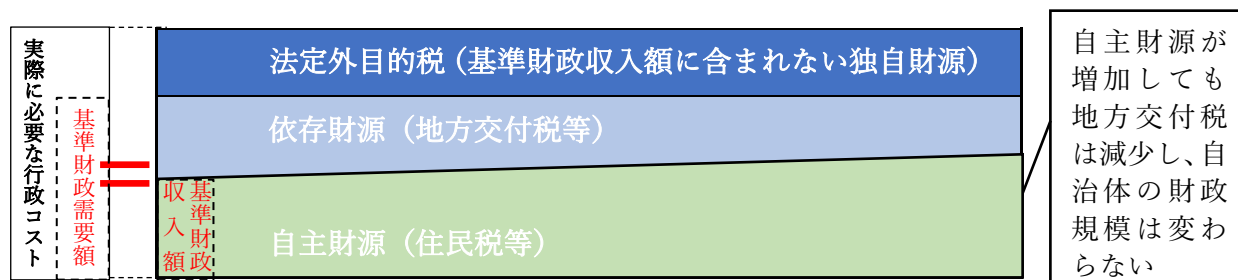
法定外目的税は特定の費用に充てるため、地方公共団体が独自に条例で定めることができる税目で、新設には総務大臣の同意が必要となる。

また、法定外目的税は地方交付税の基準財政収入額の算定対象にならず、すなわち普通交付税が減額されない。（※注）

普通交付税の基準財政需要額は、一般的な住民サービスに必要な経費であり、観光客等の多数の訪問者数は市町村毎の公信力をもった統計数値もないことから、普通交付税の算定対象となっていない。従って、観光客等の訪問者への対応に必要な経費について国等から財政措置も十分とは言えない。

このような背景の中で、法定外目的税を導入することは、純粋に自治体の自主財源が増えることにつながり、また、観光振興を目的とした法定外目的税であれば、人口減少社会の中で福祉関係等の行政コストが増嵩していく中においても観光振興予算を直接維持・増加させることができると考えられる。

※注 各地方公共団体に配分される普通交付税は、団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」が算定され、前者が後者を上回る場合、その不足額に応じて交付されることになる。このため、住民税や固定資産税等の自主財源が増加しても、普通交付税が減額される仕組みとなっている。



【地方公共団体における法定外税の導入状況】

法定外税の状況				(令和6年4月1日現在) (令和4年度決算額)	
令和4年度決算額 731億円		地方税収に占める割合 0.17%		(単位:億円)	
1 法定外普通税 [538億円(22件)(※1)]		2 法定外目的税 [193億円(45件)(※1)]			
〔都道府県〕		〔都道府県〕			
石油価格調整税	沖縄県 9	産業廃棄物税等(※5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	73	
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 294	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	40	
核燃料等取扱税	茨城県 12	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1	
核燃料物質等取扱税	青森県 195				
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県(※2) —				
計	14件 510	計	31件 113		
〔市区町村〕		〔市区町村〕			
別荘等所有税	熱海市(静岡県) 5	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1	
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県) 0.6	環境未来税	北九州市(福岡県)	12	
使用済核燃料税(※3)	薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県) 17	使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	5	
	むつ市(青森県) 施行時期未定(※4)	環境協力税等(※6)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)	0.3	
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都) 3	開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.5	
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府) 3	宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)(※2)	63	
宮島訪問税	廿日市市(広島県)(※2) —		二セコ町(北海道) 施行時期未定		
非居住宅利活用促進税	京都市(京都府) 施行時期未定(※4) —				
計	8件(※1) 28	計	14件(※1) 80		
合計:67件(法定外普通税22件(※1)、法定外目的税45件(※1))／実施団体数:55団体(34都道府県、21市区町村(※1))(重複除き)					

※1 件数には、令和6年4月1日現在、条例未施行のものは含んでいない。
 ※2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、宮島訪問税(廿日市市)は令和5年9月1日に、宿泊税(長崎市)は令和5年4月1日に施行されたものであり、令和4年度の徴収実績はない。
 ※3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済核燃料税(むつ市)の名称を準拠するものをもってここに掲載している。
 ※4 使用済核燃料税(むつ市)は令和4年9月6日に、非居住宅利活用促進税(京都市)は令和5年3月24日に設置者の同意が行われたが、令和6年4月1日現在、施行時期は未定である。
 ※5 産業廃棄物増徴税(岡山県)、産業廃棄物増徴税(広島県)、産業廃棄物増徴税(鳥取県)、産業廃棄物増徴税(新潟県)、産業廃棄物増徴税(山形県)、産業廃棄物増徴税(福島県)、産業廃棄物増徴税(長野県)、産業廃棄物増徴税(静岡県)、産業廃棄物増徴税(愛知県)、産業廃棄物増徴税(岐阜県)、産業廃棄物増徴税(富山県)、産業廃棄物増徴税(石川県)、産業廃棄物増徴税(福井県)、産業廃棄物増徴税(滋賀県)、産業廃棄物増徴税(京都府)、産業廃棄物増徴税(大阪府)、産業廃棄物増徴税(兵庫県)、産業廃棄物増徴税(奈良県)、産業廃棄物増徴税(和歌山県)、産業廃棄物増徴税(徳島県)、産業廃棄物増徴税(香川県)、産業廃棄物増徴税(高松市)、産業廃棄物増徴税(愛媛県)、産業廃棄物増徴税(高知県)、産業廃棄物増徴税(福岡県)、産業廃棄物増徴税(佐賀県)、産業廃棄物増徴税(長崎県)、産業廃棄物増徴税(熊本県)、産業廃棄物増徴税(大分県)、産業廃棄物増徴税(鹿児島県)、産業廃棄物増徴税(沖縄県)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客とするものとして課税するものをもってここに掲載している。
 ※6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客とするものをもってここに掲載している。
 ※7 四捨五入の関係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。

④ 法定外目的税の検討

法定外目的税の検討に当たっては、観光振興を目的とした税とすることや、受益者負担の観点から、観光客の観光活動を課税対象として比較・検討。

町民負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や徴収のためのコストが低い「宿泊税」が最も適していると考えられる。

観光活動	課税対象	対象の補足	徴収コスト
入域	町内への入域	鉄道・バスでの入域は補足可能だが、車での入域の補足は困難	入域行為の把握や徴税にコストがかかる
交通利用	町内交通機関の利用	町民と観光客との区別が不可	関係機関が多く、徴税コストがかかる
飲食	飲食店等での飲食行為	町民と観光客との区別が不可	飲食店等の数が多く、飲食の都度徴税するにはコストがかかる
宿泊行為	宿泊施設への宿泊行為	補足が容易 町民利用は比較的小さい	施設数が少なく、既存の入湯税徴収スキームを参照しやすい
お土産等購入	お土産店等での物品購入行為	町民と観光客の区別が不可	お土産店等の数が多く、購入の都度徴税するにはコストがかかる

⑤ 入湯税（超過課税）と宿泊税の比較について

ア 入湯税（超過課税）

入湯税は鉱泉浴場の入湯行為に対してかかる税金で、地方税法第 701 条の規定により、町の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光振興に要する費用に充てられる目的税。さらなる財源を確保するには、超過課税（入湯税値上げ）を検討することとなる。

【参考 入湯税超過課税団体一覧（12 団体）】

入湯税の標準税額は、地方税法第 701 条の 2 により、150 円となっている。

入湯税課税 992 団体のうち、超過課税を実施している団体は下記 12 団体のみであり、関東圏において、入湯税超過課税を実施している団体は存在しない。

市区町村名	宿泊		日帰り
釧路市（北海道）	国際観光ホテル	250 円 一般 150 円	90 円
登別市（北海道）	一般	300 円 ユースホステル 100 円	50 円
伊達市（北海道）	一部施設※ 1	300 円 一般 150 円	50 円
上川町（北海道）	国際観光ホテル	250 円 一般 150 円	150 円
壮瞥町（北海道）	一般	300 円 ユースホステル 100 円	100 円
桑名市（三重県）	①ホテル、旅館	210 円 ②国民宿舎、寮、保養所 150 円	①210 円 ②150 円
	③その他	60 円	③ 60 円
長門市（山口県）	一般	150 円 景観形成重点地区 300 円	300 円
東川町（北海道）	250 円		150 円
洞爺湖町（北海道）	300 円		100 円
箕面市（大阪府）	200 円		75 円
美作市（岡山県）	200 円		200 円
別府市（大分県）	1,500 円以上 2,000 円以下		50 円
	2,001 円以上 4,500 円以下		100 円
	4,501 円以上 6,000 円以下		150 円
	6,001 円以上 50,000 円以下		250 円
	50,001 円以上		500 円

【参考 神奈川県内入湯税課税団体一覧（21 団体）】

県内市町村 33 団体のうち、21 団体において入湯税を課税している。

団体数	宿泊	日帰り	市町村名
4	150 円	100 円	湯河原町、箱根町、小田原市、茅ヶ崎市
2	150 円	80 円	大井町、山北町
12	150 円		大磯町、南足柄市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市
2	100 円		横浜市、座間市
1	80 円		平塚市

※ 熱海市は宿泊・日帰り共に 150 円

イ 宿泊税

宿泊税は旅館業法に規定する旅館等への宿泊に対してかける法定外目的税で、地方税法第731条に基づき、条例で定める特定の費用に充てるもの。

近年、各自治体において観光振興の財源とすべく、検討・導入が進んでいる。

ウ 入湯税（超過課税）と宿泊税の比較

入湯税（超過課税）は、課税対象に町民が含まれることや税収の規模の確保が難しいだけでなく、観光振興以外に充当することができてしまう。一方、宿泊税では導入時のコストが嵩むが、観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる等のメリットがある。

	事業者	観光客・町民	行政
入湯税 (超過課税)	・既存の徴収方法に変更がないため、比較的導入に対応しやすい ・使途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、事業者として直接的なメリットが少ない	・使途が観光振興以外にも充てられることから、宿泊税に比べ、観光客にとって観光施策の恩恵が少なくなる ・入湯税の課税対象には町民も含まれる	・既存の徴収方法から変更がないため、徴税コストが低い ・課税対象者が入湯者に限られているため、税収の規模の確保が難しい
宿泊税	・より充実した観光施策により、集客数増が見込まれる ・新たな税への対応に負担が生じる	・受益者負担の関係性が明確 ・町民でも宿泊時には課税されるが、入湯税と比較し、その機会の少なさから町民負担が少ないと言える	・観光需要に対応するための安定的な財源が確保できる ・新たな税を導入するため、事務コストが嵩む

(5) 宿泊税検討経緯のまとめ

少子高齢化の進展に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される中、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光振興に関する重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくことを目的とした財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点から、受益に応じた負担を求める関係が明確で、また、町民に負担を求めない新たな税として「宿泊税」について検討。

3 先行導入自治体の状況

(1) 先行導入自治体の導入目的

各先行導入自治体ともに、主に地域や観光資源の魅力を高めること及び観光振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として宿泊税を導入している。

自治体	導入目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
福岡県	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
福岡市	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため(観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興、持続可能な観光の振興)
北九州市	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

(2) 先行導入自治体の課税状況等

先行導入自治体のうち、基礎自治体となる9市町の課税状況等について整理。

課税団体	京都市	金沢市	俱知安町	福岡市	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市
導入時期	2018年 10月	2019年 4月	2019年 11月	2020年 4月	2020年 4月	2023年 4月	2024年 11月	2025年 1月	2025年 4月
対象施設	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	同左	同左
税率(税額)	1人1泊につき	同左	上記課税標準の2%	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊につき	同左	同左	同左
免税点	なし	5千円未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～5千円未満	200円	なし	※4千円の場合 80円	200円	200円	100円	100円	200円	200円
5千円～2万円未満	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	200円	～1万円 100円 1万円～ 200円	200円	200円	200円
2万円～5万円未満	500円	500円	※2万円の場合 400円	500円	200円	500円	500円	200円	200円
5万円～	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	500円	200円	500円	～10万円 1,000円 10万円～ 2,000円	200円	200円
課税免除	修学旅行等	－	修学旅行等	－	－	修学旅行等	－	－	12歳未満 修学旅行等
特別徴収 交付金	①納期限納入額の2.5% (導入後5年間は特例措置として+0.5%) 【交付上限度額】 200万円	①納期限納入額の2.5% (導入後5年間は特例措置として+0.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限度額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期限内完納している時 納期限内完納額の2.5% ②1か月でも納期限内完納していない時 納期限内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 納期限内完納額の1.0% (導入から5年間は特例措置として+0.5%)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期限内納入した場合は、さらに0.5%を加算)	①納期限納入額の2.5% (導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期限内納入した場合は、さらに0.5%を加算)	①納期限納入額の2.5% 【交付上限度額】 50万円	①納期限納入額の5%	①納期限納入額の2.5%	①納期限納入額の2.5% (導入後5年間は特例措置として+0.5%)
補助金						システム整備費等補助金 上限50万円 補助率1/2	事業者支援交付金 部屋数に応じて交付 (例)10部屋 20万円 30部屋 30万円	システム整備費等補助金 上限100万円 補助率1/1(50万円まで) 補助率1/2(50～100万円まで)	システム整備費等補助金 上限50万円 補助率1/2

4 湯河原町における宿泊税活用の方向性

(1) 日本の観光の動向

国が策定した観光立国推進基本計画（第4次）では、観光を成長戦略の柱、地域活性化の切り札と位置付けているが、地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光とが両立し、地域住民にも配慮した観光地域づくりを推進し、観光振興が地域社会・経済に好循環をもたらす仕組みづくりを展開していく「持続可能な観光」を全面に押し出した、質の向上を重視した方針を掲げている。

また、観光における主な政府目標として、訪日外国人 6,000 万人や日本人国内旅行消費額 22 兆円といった目標を掲げているが、2023 年度実績では、日本人国内旅行消費額 21.9 兆円とほぼ目標を達成している状況であり、宿泊旅行消費額では、直近 2024 年 10 月－12 月期において、コロナ禍前 2019 年同期比 35.4%増と消費額が拡大している。訪日外国人旅行者数では、2023 年実績 2,507 万人に対し、2024 年実績 3,687 万人と 1.47 倍となっていることから、旅行・観光の消費額は大幅に拡大していった状況が伺える。

【観光立国推進基本計画 概要】

(参考)観光立国推進基本計画(第4次)概要 ～持続可能な形で観光立国の復活に向けて～

国土交通省

計画期間：令和5～7年度(2023～2025年度)

- 観光はコロナ禍を経て成長戦略の柱、地域活性化の切り札。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。
- 大阪・関西万博も開催される2025年に向け「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。

基本的な方針

持続可能な観光地域づくり戦略

- 観光振興が地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを推進する
- 観光産業の収益力・生産性を向上させ、従事者の待遇改善にもつなげる
- 地域住民の理解も得ながら、地域の自然、文化の保全と観光を両立させる

目標

■早期達成を目指す目標：インバウンド消費5兆円、国内旅行消費20兆円

■2025年目標（質の向上を確保し、人数に依存しない指標を中心に設定）

地域づくりの体制整備	100地域
① 持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数【新】	100地域
② 訪日外国人旅行消費額単価【新】	20万円/人
③ 訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数【新】	2泊
④ 訪日外国人旅行者数	2019年水準超え
⑤ 日本人の海外旅行者数	アジア圏大・3期以上
⑥ 国際会議の開催件数割合	アジア圏大・3期以上
⑦ 日本人の地方部延べ宿泊者数	3.2億人泊
⑧ 国内旅行消費額	22兆円

主な施策

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- 観光DX、観光人材の育成・確保
- 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等
- コンテンツ整備、入環境整備
- 国内需要喚起
- 高付加価値なインバウンドの誘致
- ワーケーション、第2のふるさとづくり
- アウトバウンド・国際相互交流の促進
- 国内旅行需要の平準化

目指す2025年の姿

■活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域の社会・経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」が全国各地で進められ、観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大がコロナ前より進んだ形で観光が復活している

■万博の開催地である我が国が世界的潮流を捉えた観光地として脚光を浴び、「持続可能な観光」の先進地としても注目されている

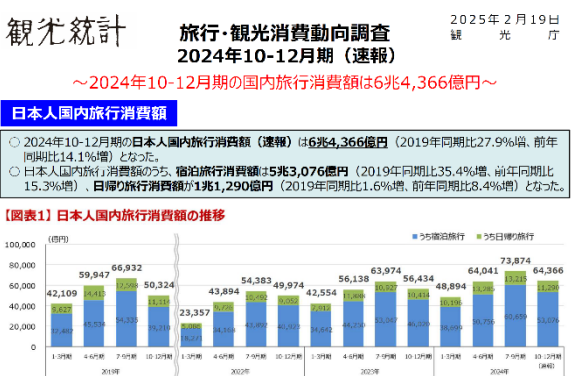
【主な政府目標達成状況】

主な政府目標の達成状況

項目	2030年目標	2025年目標	早期達成目標	2023年実績
持続可能な観光地域づくりに取り組む地域数	100地域	31地域		
訪日外国人旅行者数	6000万人	2019年水準超え(3188万人)		2506.6万人
訪日外国人旅行消費額	15兆円		5兆円	5.3兆円
訪日外国人旅行消費単価	(25万円)	20万円		21.3万円
訪日外国人旅行者一人当たり地方部宿泊数		2泊		1.27泊
訪日外国人旅行者の地方部延べ宿泊者数	1億3000万人泊			3190.9万人泊
日本人の海外旅行者数		2019年水準超え(2008万人)		962.4万人
アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合		アジア圏大の開催回(アジア主要国シェア3期以上)		アジア1位(アジア主要国シェア21.1%)
日本人の地方部延べ宿泊者数		3.2億人泊		2.9億人泊
日本人国内旅行消費額	22兆円	22兆円	20兆円	21.9兆円

出典：観光庁 観光の現状と今後の取組

【旅行・観光消費動向調査】



(2) 町の方向性について

地方公共団体は、地方自治法第一条の二に規定されるように、住民の福祉の増進を図ることを基本としている。すなわち、住民の生活を支え、誰もが安心して暮らしていける町を作っていくことにある。町では、ゆがわら 2021 プラン（総合計画）において、「湯河原町町民憲章」をまちづくりの基本理念として位置づけ、Ⅰ持続可能な地域社会を築く、Ⅱ魅了する地域環境をつくる、Ⅲ活力ある地域経済を築く、Ⅳ共生と協働でまちを築くを計画上の基本理念としている。町の将来像を「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち湯河原」とし、その実現を目指しているが、町の基幹産業である観光業は当該計画を推進していく点においても、重要なものと位置付けられる。

このような前提のうえ、2(5)宿泊税導入経緯のまとめ（P10 参照）に記載のとおり、人口減少による税収減が見込まれ、また、少子高齢化に伴う新たな財政需要の発生が見込まれる中、地域経済の活性化に大きな影響のある観光業に対する施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための宿泊税の導入に当たっては、国の基本的な方針を踏まえたうえで、町の総合計画の理念のもと、「**持続可能な魅力的な観光地としての湯河原**」を目指した各種施策を展開していく必要があると考えられる。

また、宿泊税を活用し、「**持続可能な魅力的な観光地としての湯河原**」を目指していくに当たっては、国内の観光需要の急速な拡大や訪日外国人旅行者の増加に対して、これらの需要を捉え、かつ、地域住民にとってもメリットのある持続可能な観光地に資する観光施策を実施し、短期的な目標としてコロナ禍前の宿泊者数約 70 万人を目指すとともに、中長期的には最盛期の宿泊者数約 133 万人を視野に入れた取り組みを推進するなど、観光立町としての観光戦略を確立・推進していく必要がある。これらの数値目標を達成し、安定した宿泊者数の水準を保つことができれば、持続可能な観光を確立していくための安定的な税収確保に繋げていけるものとする。

(3) 町の観光業の課題と整理

観光戦略の確立・推進に当たっては、町の観光業の現状を把握し、課題を整理することが重要となる。検討委員会（アンケートを含む）を通して上げられた課題や意見等について、次のとおり整理を行った。

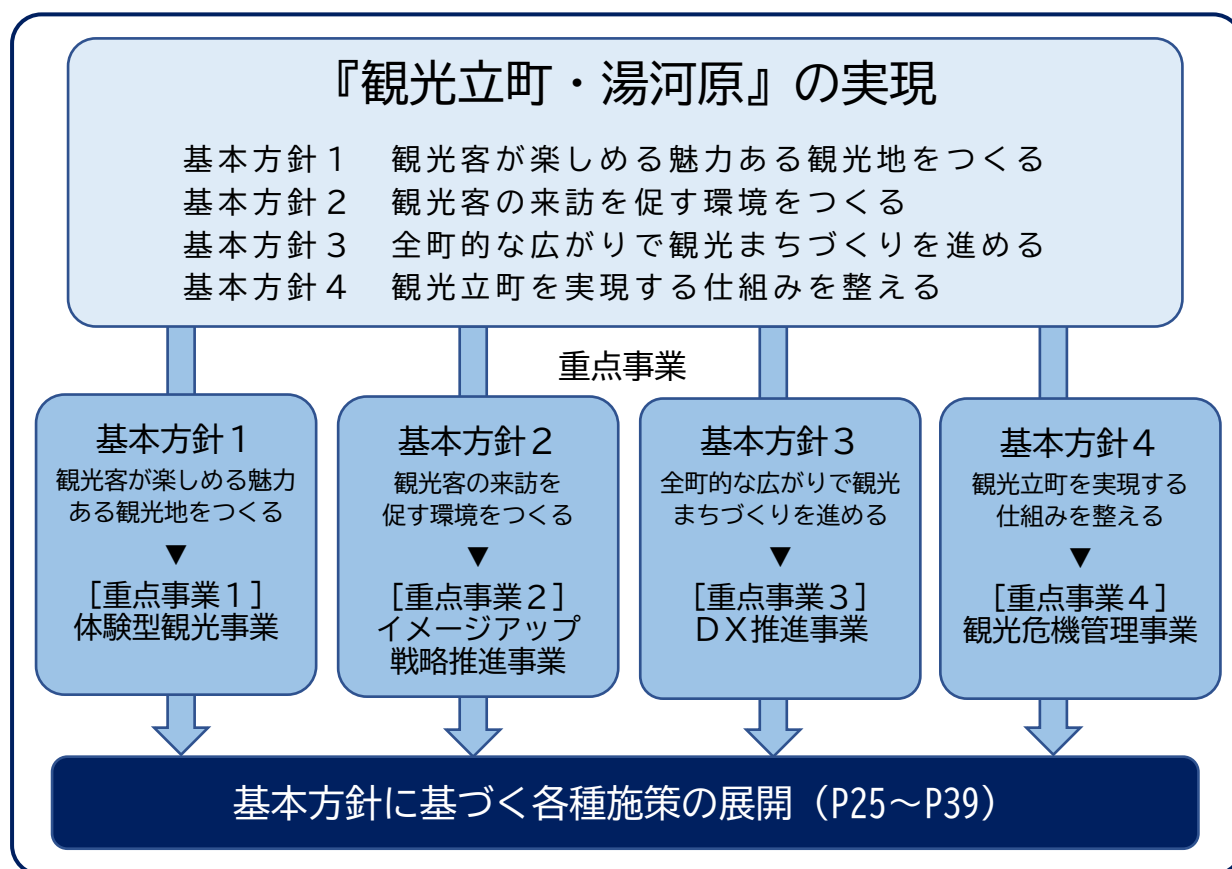
課題の分類	検討委員会(アンケート含む)を通して上げられた課題・意見等	整理
湯河原らしさを高める	・関東圏の隠れ家的な雰囲気や、通の温泉地としての良さの維持・向上 ・観光客の増加により、静かに過ごせる湯河原町の良さがなくならないように ・伝統や強みを活かした施策展開 ・古くから続く温泉地としての魅力を伸ばす	宿泊客が求める湯河原らしさの維持・向上とともに、湯河原の強みをブランドイメージとして確立していくなど、湯河原温泉の魅力を訴えていく。 また、観光客の増によって、静かに過ごせる湯河原温泉の魅力を損なわないよう施策を展開していく必要がある。
観光業の人材不足	・宿泊施設、関係団体など高齢化に伴う従業員の減少 ・官民間わず、データを分析し、方向性を定められる人材が不足	町の基幹産業となる観光業全般の人手不足対策に取り組む必要がある。雇用確保だけでなく、データ分析や観光戦略の企画立案ができる人材の確保・育成が求められる。
飲食関係	・有名飲食店がもう少し欲しい ・飲食店の改修 ・新たな食べ物の開発 ・食べ物での誘客に力を入れてほしい	食は主要な観光資源であり、食を目当てに観光客が訪れる面もあることから、近年のニーズを捉えた食の名産品の開発支援や、観光に結びつく飲食店への支援など、食に特化した施策の検討及び食にまつわる情報発信の整理が求められている。
湯河原の魅力の発信	・湯河原の魅力のPRが足りていない ・SNS等現代のツールを活用した宣伝 ・湯河原の伝統や歴史を踏まえた魅力発信の必要性 ・観光客が増えると静かで穏やかな湯河原の良さがなくなる ・若年層の認知度が低い	SNSを活用したPR（若者向けなど）等が不足している一方、熱海・箱根と比べ落ち着いた雰囲気のあつ湯河原温泉の魅力が損なわれないよう、湯河原独自の情報発信が必要。

観光資源の不足等	・集客を伸ばせるイベントが必要（閑散期など） ・観光資源が少ない、観光資源の活用が必要 ・魅力ある施策の展開 ・名産品の不足 ・観光地として地味。リピート性のある名所が必要 ・海、山、川など自然環境を観光に活かしきれていない	誘客に結び付けられる新たな観光資源の発掘や、閑散期に実施できるイベントなど、年間を通して湯河原町に観光に行きたいと思える施策の展開が必要。 施策の検討に当たっては、湯河原町を訪れる観光客のニーズ分析が重要。
観光交通の整理	・各宿等までの公共交通機関の利便性向上が必要 ・他の観光地へのアクセスの整備 ・移動手段が少ない ・歩道整備等が必要	宿泊施設、観光施設、飲食店など、観光客が町内各施設を訪れるための交通手段が不足。 近隣観光地とのアクセスや周遊性が確立されていない。 地域住民にとってもメリットのある交通・道路環境の模索。
インバウンド対応	・国内における訪日外国人旅行者の増加に合わせた施策を考える必要性 ・平日の宿泊客数を伸ばすためのインバウンド推進 ・外国語表記の案内不足 ・湯河原温泉の良さを失わないような対応	少子高齢化に伴う人口減少・経済規模縮小が想定される中、訪日外国人旅行者数の増加を町の宿泊客数増へ結びつけていくためのインバウンド対応が求められる。 一方、町の受け入れ態勢の整備や、静かで落ち着いた雰囲気といった湯河原温泉の良さを失わない対応が求められる。
観光業のDX化	・キャッシュレス化対応施設が少ない ・宿泊税含めた電子申告、納税の普及 ・WIFI環境の整備が足りていない ・宿泊施設のDX化不足	キャッシュレス化対応やWIFI環境整備の促進、各宿泊施設のDX化支援など、観光業全体のDX化に向けた対策を講じ、観光客の満足度向上だけでなく、労働者不足への対策として取り組んでいく必要がある。

(4) 宿泊税の使途の方針について

先行導入自治体では、「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てることを目的に宿泊税を導入している。

湯河原における宿泊税の使途については、先行導入自治体と同様に「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」に係る費用に充てることを主とし、具体的な施策については、「湯河原町観光立町推進計画」の基本方針に基づく重点事業や各施策に合致した事業へ充当していくほか、宿泊税徴税経費に充当していく。



重点事業 1 体験型観光事業

万葉公園の活用、ハイキングコースの充実、ヘルスツーリズムの推進、産業間連携の強化

重点事業 2 イメージアップ戦略推進事業

ロケツーリズムの推進、ロングステイツーリズムの推進、キャッチコピーの活用

重点事業 3 DX推進事業

デジタルデータの活用、電子決済の普及促進、観光施設データベースの作成

重点事業 4 観光危機管理事業

観光防災危機管理プランの策定、3密防止安全情報の発信、観光立町推進会議の活性化

出典：第2期湯河原町観光立町推進計画

(5) 湯河原町観光立町推進計画基本方針に基づく各施策

基本方針 1 観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる

【参考 他自治体例】

観光資源の活用	① 温泉の利活用 ② イベント・祭り・祭事の充実 ③ 特産品の開発とその提供 ④ 新たな観光資源の発掘と活用	・夜間景観の創出 ・地域資源を活用した賑わいの創出 ・フォトスポットの造成 ・体験コンテンツの開発
観光施設の整備・充実	① 観光施設の活用・整備 ② 宿泊施設の近代化促進	・宿泊事業者の受入れ環境整備 (IT 化、バリアフリー化、多言語対応など) ・観光施設の整備、修繕、長寿命化
観光ネットワークの形成	① 広域観光ネットワークの形成 ② 町内観光ネットワークの形成	・広域連携誘客事業
観光サービスの充実	① 観光ニーズの的確な把握 ② ニーズに配慮した観光サービスの提供	・ビッグデータ等を活用した調査 ・市民モニターツアー ・デジタルマーケティングを活用した回遊分析
おもてなしの向上	① 町民意識の醸成 ② 観光ボランティア活動の促進 ③ 外国人観光客の来訪促進	・宿泊施設等のおもてなし力向上支援 ・宿泊施設等の多言語対応 ・観光マナー啓発
観光拠点の整備	① 湯河原駅周辺地区の整備 ② 温泉場地区の整備	・歩行環境の整備 ・街路樹の育成管理 ・駅前広場の整備 ・観光案内所の整備

基本方針 2 観光客の来訪を促す環境をつくる

【参考 他自治体例】

観光情報の発信強化	① ニーズに配慮した観光情報の提供 ② インターネットを活かした観光情報の提供 ③ 拠点観光スポットの整備・活用 ④ 観光案内板・周遊プランの整備	・体験商品、グルメに特化した情報提供 ・SNSを活用した情報発信 ・デジタルサイネージの設置 ・インバウンドに対応した情報発信
交通サービスの充実	① 広域道路網の整備 ② 都市内道路網の整備 ③ 公共交通網の整備	・観光MaaSの推進 ・シェアサイクルの運営 ・地域内交通網の再整備

基本方針 3 全町的な広がりで観光まちづくりを進める

【参考 他自治体例】

観光と地域 産業との連携 強化	① 商工業との連携 ② 農林漁業との連携	・商店街の満足度向上に関する取組 ・飲食店のキャッシュレス化推進 ・インバウンド向けメニューの開発支援
観光立町としてふさわしい 景観・環境の まちづくり	① 環境共生のまちづくり ② 観光客に優しいまちづくり ③ 美しい景観のまちづくり ④ 水とみどりのまちづくり ⑤ 歴史・文化のまちづくり	・眺望景観の創出 ・文化、伝統産業の保全や後継者育成 ・公衆トイレ環境の向上 ・街並みの整備

基本方針 4 観光立町を実現する仕組みを整える

【参考 他自治体例】

実現体制の 充実・強化	① 観光事業者の主体的な対応の促進 ② 観光関係団体の活性化 ③ 観光まちづくりへの町民参加の促進 ④ 行政による観光立町推進体制の強化	・持続可能な観光振興推進計画の策定 ・地域との交流事業 ・地域団体と連携した実証実験の実施
重点事業の具 体化・詳細化	① 重点事業の個別詳細調査の実施	
財源及びその 他支援方策の 確保	① 財源等確保に向けた多様な取組の推進	

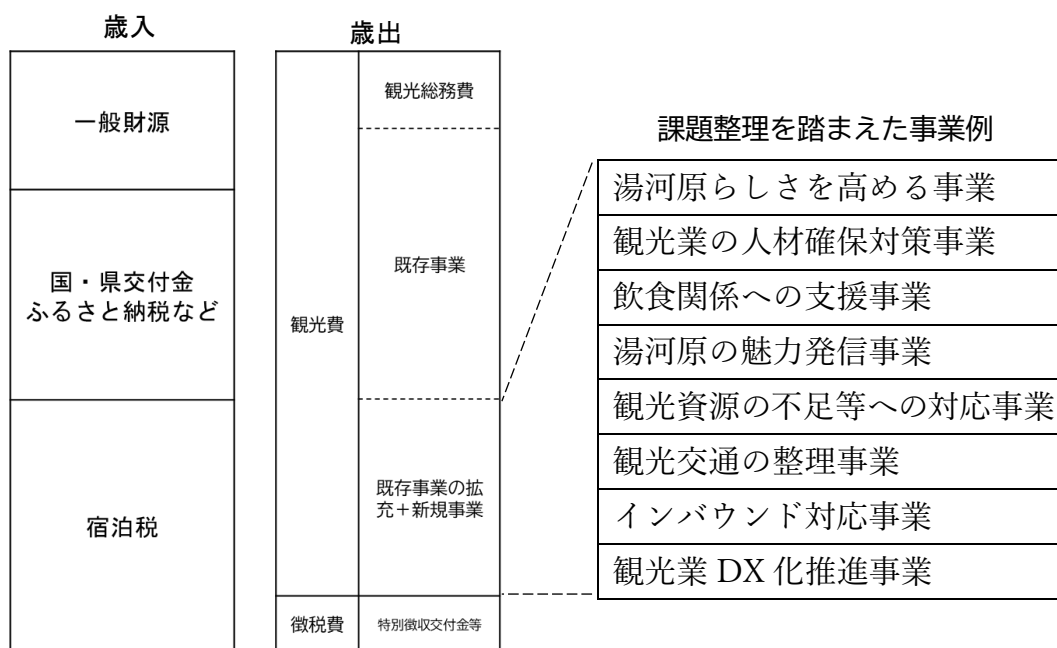
(6) 宿泊税徴税経費

宿泊税の導入に際し、宿泊税の使途として、特別徴収義務者の負担軽減や宿泊税の持続的な賦課徴収のために必要な宿泊税徴税経費への充当を位置付ける。

特別徴収交付金	・納期限内納付額の 3 % を宿泊施設へ交付
システム整備費等補助金	・宿泊税導入に伴うシステム改修等経費への補助 上限 50 万円 (1/1 補助)
宿泊税システム管理費	・宿泊税の賦課、収納を管理するためのシステムの維持管理に係る経費

(7) 宿泊税の活用

宿泊税を活用し「持続可能な魅力的な観光地としての湯河原町」を目指していくため、本検討委員会(アンケート含む)を通して上げられた課題・意見等の整理を踏まえた宿泊税の使途の方針に基づく新たな施策展開が求められる。宿泊税は既存事業の精査・見直しと併せて既存事業の拡充及び新規事業へと充当。



(8) 宿泊税の使途に向けた協議

宿泊税の使途の具体的な検討を進めるに当たっては、観光立町推進会議等の会議体においてステークホルダーの意見を聴取するとともに、町の経済三団体（湯河原温泉観光協会、湯河原温泉旅館協同組合、湯河原町商工会）との緊密な協議を行っていく。

(9) 宿泊税の使途公表等

宿泊税については、その使途を観光振興に限るものとして条例で規定し、充当した事業の執行状況は毎年公表する。また、町の経済三団体には十分な説明を行い、施策内容に関する意見を聴取する。

宿泊税の使途については、宿泊事業者、宿泊客及び地域住民に説明しやすい、分かりやすいものとする。

宿泊税収の一定額を基金として積み立て、持続可能な観光地域づくりへ活用していく。

5 宿泊税の課税要件等について

(1) 課税要件等

宿泊税に関し、検討すべき課税要件としては次のとおり。

項 目	内 容
課税客体	税金がかかる物や行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる
課税期間 (見直し期間)	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う

また、事業者への補助として先行導入自治体を参考に次の事項について検討。

項 目	内 容
特別徴収交付金	宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、特別徴収義務者に交付する交付金
システム整備 等補助金	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステムの改修等に係る経費を補助するもの。

(2) 課税要件の検討

本検討委員会では、先行導入自治体の事例や町の宿泊事業者・宿泊者等を対象としたアンケート結果を参考に検討を進め、また、公平・中立・簡素といった税の三原則に沿った制度設計とするとともに、宿泊事業者の事務負担の軽減にも配慮し、課税要件の整理を行った。

① 課税客体・課税標準・納税義務者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としている。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は湯河原町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。

【対象施設】

- ア 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業(同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- イ 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考】

対象施設：旅館・ホテル 9 8 件 簡易宿所 4 4 件 民泊 1 2 件

《方 針》

課税客体：湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

② 徴収方法

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっている。

また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすい。

《方 針》

特別徴収

③ 申告期限

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【要件例】

- ア 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- イ 過少申告加算金等の決定を受けていない
- ウ 税を滞納していない
- エ 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

《方 針》

毎月末日までに前月分を申告納入する
ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

④ 免税点

免税点設定の考え方としては次のとおり

- ア 課税の公平性の観点や宿泊事業者の事務負担の観点から、免税点を設けない。
 - イ 宿泊者の納付資力や宿泊単価の低い宿泊施設における負担感などから、一定の金額を下回る宿泊料金の宿泊について免税点を設ける。
- 先行導入自治体の多くは、アの考えにより、免税点を設けていない。

【事業者アンケート】

宿泊料金が一定未満の場合は課税免除とすることについてどのように考えますか。

- | | |
|-----------------------|-------|
| 宿泊料金により課税免除を設けないほうがよい | 71.4% |
| 宿泊料金により課税免除を設けたほうがよい | 28.6% |

《方 針》

免税点は設けない

【考え方】

- (1) 宿泊事業者アンケート結果を参考。
- (2) 受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けない。

⑤ 税額・税率

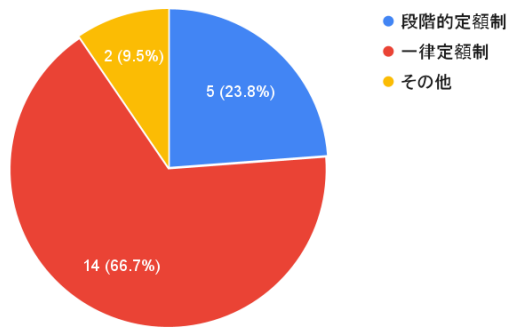
先行導入自治体の税額・税率としては、一律定額制、段階的定額制、定率制の3つに分類できる。それぞれの特徴は次のとおり。

項 目	一律定額制	段階的定額制	定率制
制度	宿泊料金に関わらず一定額で課税	区分ごとの宿泊料金に応じて課税	宿泊料金に応じて課税
税収額	・他に比べ、税収が確保できない ・宿泊単価の上昇は税収に関係がない	・一律定額制と定率制の中間程度の税収と考えられる	・定額制に比べ、税収が多くなる ・宿泊単価に応じて税収増
観光客の負担	宿泊料が安価であるほど相対的に税負担が大きい	一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担	宿泊料（担税力）に応じた税負担
事業者等負担	税額計算の事業者等の負担が少ない	税額計算の事業者等の負担は中程度	税額計算の事業者等の負担が大きい
公平性	宿泊者に均等に負担を求める税制	一律定額制と定率制の中間	応能負担の観点に沿った税制
需給バランス	市場の価格調整を阻害する可能性有	税額の境目の宿泊料金帯では、需給バランスを阻害する可能性有	価格調整による市場の需給バランスを阻害しない
事例	福岡県、北九州市	大半の自治体で導入	倶知安町 （2%の定率）
社会状況への対応	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できる

先行導入自治体では、概ね100円～1,000円の間で税額・税率を設定している。段階的定額制としては、200円を主に設定している自治体が多いが、2万円以上の宿泊料金区分では税額500円にするなど、低額の宿泊料金区分と2倍以上の差を設定している自治体も多数見受けられる。定率制を採用している自治体は倶知安町のみである。（P12 参照）

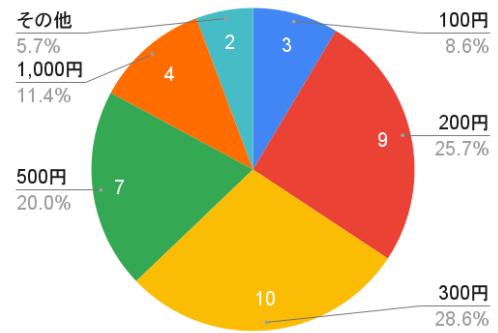
【事業者アンケート】 n=21

税額の設定はどのような形が適切か



【宿泊者アンケート】 n=35

宿泊税について、支払っても良いと思う金額の上限



《方 針》

段階的定額制（一人一泊につき）

①宿泊料金50,000円未満 300円

②宿泊料金50,000円以上 500円

※宿泊料金は食事代などを含まない素泊まり料金

なお、食事代の切り分けが困難な場合についての税額については、関係団体と協議の上方針を決める

【税収試算】 年間宿泊者60万人を想定 ※入湯税宿泊者数ベース

①段階的定額制

300円×57万人＝1億7,100万円

500円×3万人＝1,500万円

合計 1億8,600万円

- (1) 宿泊者アンケートでは、支払っても良い宿泊税の上限として、300円以上が半数以上を占める
- (2) 応能負担の観点により段階的定額制を検討
- (3) 事業所の事務負担軽減を鑑み、大半の宿泊料金区分において宿泊税が一律になるよう段階を設定
- (4) 既存事業とは別に、湯河原町の観光業の課題への対応等、取組むべき事業に必要と見込まれる財源規模についても勘案

【税額決定まで検討委員会の議論経過】

第 1 回検討委員会	・熱海市と合わせた一律定額制 200 円を試算例とした資料配布。 ・湯河原町では比較的影響が少ない 5 万円以上の宿泊料金区分での税額を変える意見。 ・受益者負担の観点から免税点は設けない意見。
第 2 回検討委員会	・宿泊事業者、宿泊者アンケートを基に、制度設計案を提示。 (税額：宿泊料金 5 千円未満 200 円、5 千円以上 5 万円未満 300 円、5 万円以上 500 円) ・事業者アンケート結果では税額 300 円では影響への懸念が半々 ・宿泊者アンケート結果では支払える宿泊税の上限として税額 300 円以上が半数以上を占めた。 ・宿泊税額から入湯税額分を差し引いた制度案の意見。 ・課税免除は修学旅行等を考慮し熱海に合わせた制度とする意見。
第 3 回検討委員会	・Web アンケート結果では支払える税額 300 円以上が半数以上を占めた。 ・第 2 回検討委員会意見に基づく、宿泊税額から入湯税額分を差し引いた制度案は困難であると確認。 ・第 2 回検討委員会に基づく制度設計案を再度提示。(税額：宿泊料金 5 千円未満 200 円、5 千円以上 5 万円未満 300 円、5 万円以上 500 円) ・宿泊税導入に伴う入湯税の税額変更はしないと確認。 ・食事代を含めた場合の段階的定額制の煩雑性について懸念。併せて一律定額制の設定を再度検討する意見。 ・段階的定額制として、宿泊料金 5 万円未満と 5 万円以上でわけ、5 千円未満で段階を分けない案の意見。
第 4 回検討委員会	・第 3 回検討委員会の意見を踏まえた制度設計案を提示。(税額：宿泊料金 5 万円未満 300 円、5 万円以上の税額 500 円) ・宿泊料金と食事代等の切り分け方法について懸念 ・事業者の事務負担の観点から一律定額制 (300 円) について意見

⑥ 課税免除

一部の自治体において、修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する生徒等や12歳未満の者等に対し課税免除を行っているほかは、特定の宿泊者に対する課税免除を実施していない。

【事業者アンケート】

宿泊税導入自治体では、特定の宿泊者に対し課税免除とする場合があります。
このことについてどのようにお考えですか。

特定の宿泊者は課税免除としたほうがよい 60%

特定の宿泊者は課税免除としない 40%

《方 針》

次のとおり課税免除を設定する

- ①年齢12歳未満の者
- ②修学旅行その他の学校行事に参加する者
- ③災害などにより避難が必要な者
- ④公益上その他の事由により規則で定める者

【考え方】

先行導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定している状況であるが、湯河原町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、事業者側の混乱を招かないようにするもの。

また、近隣自治体と差がでないような課税免除を検討。

【参考 入湯税の課税免除一部抜粋】

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において入湯する者
- (3) 地震等の災害が発生した場合において、鉱泉浴場を利用する被災者

⑦ 課税期間・見直し期間

自治税務局長通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」に基づき、全ての先行自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。

【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

5年ごとの見直し：その他自治体

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（抄）

（平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

《方 針》

条例施行後3年で見直しを行い、以後5年周期で見直す

【考え方】

京都市など観光業を取り巻く環境の変化に対応するため、宿泊税導入後も税額等の見直しを行っている自治体もあることから、条例施行後最初の見直し期間は3年とするもの。

(3) 交付金等について

① 特別徴収交付金

先行導入自治体では、納入額の 2.5 % を特別徴収交付金としている。また、要件に応じて、交付金の額が増減されるほか、一部自治体では交付上限額を設けている。

【要件例】

- ア 導入から 5 年間は特例措置として 0.5 % 加算
- イ 納期内納付していない場合、0.5 % 減算
- ウ 一定期間は納入額に 1,000 円を加算
- エ 加算金を伴う増額更正等を受けたとき 1.5 % 減算 など

《方 針》

納期限納入額の 3 %

【考え方】

- (1) 先行導入自治体では、納入額の 2.5 % を特別徴収交付金として交付しており、併せて導入当初は 0.5 % 加算を設けている自治体が大半となっている。
- (2) 要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられるが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑となってしまう。
- (3) 納期内納付を促すため、納期限に納入した場合に特別徴収交付金を交付する。

② システム整備費等補助金

先行導入自治体の一部で、システム整備費等に対する補助を実施している。

【参考】

- 長崎市、熱海市 上限 50 万円（補助率 1/2）
- 常滑市 上限 100 万円（50 万円まで全額補助、超える部分は 1/2 補助）

《方 針》

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの

上限 50 万円（補助率 10/10）を想定

(4) 宿泊税制度設計について（まとめ）

各課税要件について検討した結果、本検討委員会の方針は以下のとおりとする。

項 目	制度設計	考え方
課税客体	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為 【対象施設】 (1) 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業(同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設 (2) 住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅	・課税客体を宿泊行為とした場合、施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は湯河原町に所在する全ての宿泊施設とする。 ・先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。
課税標準	宿泊施設への宿泊数	
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	
徴収方法	特別徴収	・全ての先行導入自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とする特別徴収の方法をとっている。また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすいと考える。
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ただし、一定の要件を満たした場合は、3 か月分をまとめた年 4 回の申告納入の特例を設ける	・全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、一定の要件を満たした場合には、年 4 回の申告納入とする特例を設けることが適当と考える。
免税点	なし	・宿泊事業者アンケート結果を参考に、受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）は設けない。

項 目	制度設計	考え方
税額・税率	段階的定額制（一人一泊につき） ①50,000 円未満 300 円 ②50,000 円以上 500 円 ※税収規模：1 億 8, 6 0 0 万円程度	・宿泊者アンケートでは、支払っても良い宿泊税の上限として 300 円以上が半数以上を占める。 ・応能負担の観点から、段階的定額制が適当と考える。 ・事業所の事務負担軽減に鑑み、同一事業所の大半の宿泊料金区分において宿泊税が一律になるよう段階を設定する。 ・取組むべき事業に必要な財源規模についても勘案する。
課税免除	①12 歳未満の者 ②修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者 ③災害などにより避難が必要な者 ④その他公益上町長が認める者	・先行導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定していますが、湯河原町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、事業者側の混乱を招かないようにする必要があると考える。
課税期間	導入当初 3 年、以後 5 年周期での見直し	・自治税務局長通知に基づき、全ての先行導入自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。 ・観光業を取り巻く環境の変化に対応するため、条例施行後最初の見直し期間は 3 年とする。
特別徴収 交付金	納期限納入額の 3 %	・先行導入自治体では、納入額の 2.5%を特別徴収交付金として交付し、併せて導入当初は 0.5%加算を設けている自治体が大半となっている。また、要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられるが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑になってしまうと考える。 ・納期内納付を促すため、納期限内に納入した場合に特別徴収交付金を交付する。
システム整備 等補助金	上限 5 0 万円（補助率 10/10）	・宿泊事業者アンケート結果では、宿泊税導入に伴う経費負担の想定は、50 万円未満が約 9 割を占めていることから、50 万円を上限としたシステム整備等補助金の創設とするもの。

項 目	制度設計	考え方
付帯意見①	課税客体について	・ キャンプ場でのテントによる宿泊を対象とできないか検討すること
付帯意見②	税額・税率について	・ 宿泊料金と食事代等の切り分け方法の明示について検討 ・ 事業者の事務負担を考慮した一律定額制案（税額 300 円）も排除しないこと

6 おわりに

本検討委員会は、湯河原町の基幹産業である観光業を盛り上げていくための新たな自主財源として、法定外目的税である宿泊税を検討するに当たり、その目的、使途及び課税要件などの制度設計について、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに慎重に議論を重ねてきた。

本検討委員会を通して上げられた課題等に対しては、観光立町として観光戦略を確立・推進していく必要性が上げられ、各課題の状況整理を行うことで、取り組むべき観光施策の方向性が見えてきたものとなっている。

人口減少社会において湯河原町として観光施策を継続的に実施していくため、また、観光業の新たな課題に取り組むために必要な財政需要に適切に対応するためには、宿泊税を導入することは妥当であると考え、宿泊税の具体的な課税要件等については本検討委員会の報告を踏まえ、町でも慎重な議論を重ねることを望む。

今後は、宿泊税の使途について、観光立町推進会議等の会議体において、具体的な事業の検討が進んでいくものと考えているが、宿泊施設や宿泊者だけでなく、町民にとってもよりよい観光施策を展開できるよう、関係団体等の意見を聴取し、連携を深めながらより一層の観光振興に取り組み、湯河原町の魅力を高めていただくことを期待する。

最後に、本検討委員会の調査・検討に際し、ご協力いただいた関係者の皆さま方に厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 4 月
湯河原町宿泊税検討委員会

参考 1

湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱

令和 6 年 9 月 30 日
湯河原町告示第80号

(設置)

第1条 湯河原町における宿泊税のあり方について検討するため、湯河原町宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宿泊税を含めた新たな財源確保に関すること。
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業などの整理に関すること。
- (4) 事業者等への影響調査・対応に関すること。
- (5) 関係機関の情報収集に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、宿泊税のあり方の検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光関係団体に所属する者
- (2) 宿泊関係団体に所属する者
- (3) 商工関係団体に所属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

参考 2

湯河原町宿泊税検討委員会 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職名・所属等	職 務
石田 浩二	湯河原温泉観光協会 会長	
西山 正一	湯河原温泉観光協会 副会長	
室 伏 学	湯河原温泉旅館協同組合 理事長	
高橋 延幸	湯河原温泉旅館協同組合 副理事長	
村上 一夫	湯河原町商工会 総務部長	
丸塚 順子	湯河原町商工会	
山下 真輝	株式会社 JTB 総合研究所 主席研究員	委員長
政所 利子	湯河原町観光アドバイザー	副委員長
田 邊 敦	株式会社 T K P レクトーレ湯河原 支配人	
森安 亮介	慶應義塾大学 経済研究所 パネルデータ設計・解析センター / 産業研究所 共同研究員	

参考3 検討経過

時期	動き
令和6年2月～3月	入湯税・宿泊税 打合せ 町担当職員による検討会を3回開催 ・入湯税の超過課税及び宿泊税について湯河原町の現状把握と先行導入自治体の研究を行う
令和6年3月28日	検討会による検討結果を町長に報告
令和6年8月27日	熱海市視察 検討会メンバーによる視察を実施
令和6年9月30日	湯河原町宿泊税検討委員会の設置
令和6年10月	検討委員会公募委員の募集
令和6年10月30日	第1回宿泊税検討委員会 ・宿泊税検討経緯について ・宿泊税の使途について ・宿泊税制度設計について
令和6年12月11日	宿泊税検討に関する説明会 宿泊事業者向け説明会の開催
令和6年12月11日～ 令和7年1月6日	宿泊者向けアンケートの実施
令和6年12月11日～ 令和7年1月17日	宿泊事業者向けアンケートの実施
令和7年1月29日	第2回宿泊税検討委員会 ・宿泊税導入に関するアンケート結果等について ・宿泊税制度（案）について ・湯河原町宿泊税検討委員会報告書について
令和7年3月26日	第3回宿泊税検討委員会 ・宿泊税 Web アンケート結果について ・宿泊税の使途について ・宿泊税の税額について
令和7年4月7日	第4回宿泊税検討委員会 ・湯河原町の観光業の課題と整理 ・宿泊税検討委員会報告書（案）